

三重県特別職報酬等審議会議事録（第1回）

1 日 時 平成18年12月6日(水) 午後3時30分～午後5時15分

2 場 所 県庁講堂棟 132会議室

3 出席者 委員7名（井上、瀬戸、田部、栃木、中川、成田、安田）
事務局7名（中尾部長、真伏副部長、松岡室長 外4名）
【知事は挨拶及び諮問時のみ出席】

4 議 事

- ・開 会 (中尾総務部長)
- ・知事あいさつ
- ・委員の任命
- ・会長の互選 (井上委員)
- ・会長代理の指名 (中川委員)
- ・諮 問 (知事から会長へ手交)
- ・諮問文朗読 (真伏副部長)
- ・諮問事由の説明 (中尾総務部長)
- ・配付資料の説明 (松岡室長)

5 審 議

井上会長

資料が多く、分かりにくい点もあると思うので、質問をお願いします。

栃木委員

去年知事の給料を下げた結果28位だが、前回は何位だったか？

中尾部長

調べて後ほどお答えします。

井上会長

これに関連して資料P14について。知事の給料は28位なのに、年収だと17位になるのは、期末手当が高いから？

松岡室長

そうです。

井上会長

一般職の引き下げは年収ペースで見ると何位になるのか？

特別職の報酬について、何を基準に考えるのかを考えたとき、前回は県の財政力が全国の中位だったことと、一般職の給料が下がっているのに、特別職の報酬が下がらないのはおかしい、ということだった。

知事の順位が給料で見れば28位、年収で見れば17位になっているがどちらで議論すべきだろうか？

一般職の年収の引き下げはどれくらいなのか？一般職との均衡は取れているのか？比較が必要なのではないか？

松岡室長

一般職の期末・勤勉手当は4.45月分。特別職は期末手当として4.45月分が支給されている。

他府県が4.45月分より少なかったりすると、その分年収の順位が変わってくるということになる。

栃木委員

手当の議論についてはいろんな意見があるだろうから発言は控えておきたい。今回議論するのは月収ということですよ？

中尾部長

月収ということだけにこだわらず、議論していただく中で意見があればいただきたい。

栃木委員

次回以降でいいので、期末手当の他府県状況について資料があればいただきたい。

中川委員

この資料を見ると、神奈川県は月額では2位だが、年収では7位。

田部委員

三重県は去年は中位だったが、年収で見ると上位になっている。不思議な感じ。

井上会長

去年は給料月額でしか見ていなかったから。

中尾部長

報酬については、去年は24位だったが今年は28位になっています。

井上会長

各県の財政力は分からないが、財政力が小さい県は順位も低いものなのか？

中尾部長

東京・神奈川・愛知等の都市と、地方という比較で見ると、民間企業の規模が結果

として現れていると思います。

またこの資料は、独自給与カット前の給料月額での順位比較であり、各県の財政力に応じ、北海道のようにそれぞれ独自カットしている県もあります。

栃木委員

報酬に人口は関係ないようだ。岐阜は順位が上がっている。企業や民間の規模が関係あるようだ。

井上会長

知事は年収ベースで見れば、中位より上だ。

田部委員

岐阜も企業数が多いのでしょうか？

井上会長

岐阜県は平成6年から改定しておらず、改定が遅れているということだと思う。

資料P20について、13県が給与構造改革に伴う改定を決定したということだが、この改定を受けて議論したが「据え置き」という決定をしたという県はないのか？

喜多副室長

それはありません。

中尾部長

去年諮問させていただいた段階では2県だけだったのに、今年は13県に増えました。

井上会長

一般職の引き下げを受けて諮問した結果、据え置きという決定をしたところがないということは、我々が「下げよ」と言ったら下がるということだ。

資料P9について話をすると、4.8%の引き下げがあったが、現給保障の制度があるから手取りは下らない。しかし、昇給はするが、現給保障中は手取りは増えない。

これでは、下がったとも言えるし下がっていないとも言える。

さらにこの上に地域手当が支給されるので、地域手当まで含めて考えれば1%上乘せされた額が支給されることになる。

中尾部長

地域手当の支給割合については、今の予定では18年度は遡及して1.7%。来年度は2%の地域手当が支給される予定です。

井上会長

これをもって一般職が下がったから三役も下げるべきというのは、一定の整理をする必要がある。

栃木委員

この状況で下がったことになるのか？

田部委員

下がったのか下がっていないのかよく分からない。

中尾部長

給料表は下がったが、現給保障があり新たに地域手当も支給されることになりややこしい。給料表は下がったが、新しい手当及び経過措置など全体で考えると下がっていない。

井上会長

キャッシュベースで見ればバーチャルでは下がったが、実態としては上がっていることになる。

また、特別職には地域手当はないのですね。

喜多副室長

地域手当については、三役も支給対象にしている団体、していない団体があるが、4.8%下げて地域手当を支給したり、地域手当分を見込んで改定していたりする。

栃木委員

18年度における改定状況を見ると、東京都以外全部下がっている。民間の規模等別の視点が必要だ。

井上会長

今まで自分たちで決めることができたとのことだが、お手盛りと言われてもしょうがない。

中尾部長

審議会制度がなかった頃は、自分たちで結構高い額で決めていたようです。

田部委員

審議会をするしないは、知事の意向で決まるのか？

中尾部長

条例を制定するのは県で、ほとんどの県で同様の条例が作られています。しかし、鳥取県のみ廃止しました。

井上会長

上げるときも下げるときも審議会を開催せよということでしょうか？岐阜県なんかどうなのかね？

栃木委員

ずっとしていないということですよ。まじめに取り組んでいる県だけが格差を生じているのではないか？

成田委員

条例を廃止した鳥取県はどうしているのか？

松岡室長

有識者に意見を聞く場を設置し、意見をいただくようです。今年度開催しているが、方向性はまだ決まっていないようです。

井上会長

会社だと役員報酬は株主総会に諮る。議会も県民の支持を受けて選出された議員の集まりということなら、自分たちで報酬額を決めてもいいと言えなくもない。年収ベースで議論するのは諮問の対象外か？

中尾部長

給料月額について諮問しているが、年収についても議論してもらうことは多いにお願いしたい。

中川委員

定期昇給の上げ幅はどれくらい？

喜多副室長

平均で1.6%ほど。

中川委員

△ 4.8%ということは、3年くらい給料は上がらないということですね。

井上会長

退職金の基礎額は4.8%下げた額ではないのでしょうか？

田部委員

退職金は「手当」なので、下げた額では？そう考えると減額された給料月額というのはすべてに影響がある。

特別職の場合は「手当」の部分をどのように考えるか、ということがあるので給与だけでこの△4.8%を計算してしまうと、一般職との格差をどのように是正していくかなどの問題がある。

井上会長

給料の手取り額が下がってなくても、退職金の基礎額が減額された給料月額と

いうことなら、手取り総額は落ちているということなんだろうね。

中尾部長

どこに着目し、どう結論を導くかというところをぜひ議論していただきたい。

井上会長

一般職を下がったと見るか、据え置きと見るかだ。

知事は不祥事で責任を取り、給料月額を下げるということはないのか？

中尾部長

過去にRDF事故の責任を取り自主的に給与カットしたり、財政状況にかんがみ現在5%のカット中ですが、今回の不祥事については直接の上司が責任を取っており、知事が責任を取り給与をカットするということはしていません。

田部委員

県民感情を考えると、給与カットも仕方ない。しかし、部下のしたことについてすべて責任をとっていたら身が保たない。

栃木委員

不祥事に伴う給与カットはどこにでもある。こればかりは仕方がない。

しかしあまりに引き下げばかりでは、特別職へのなり手がなくなるのでは？と心配してしまう。

安田委員

市民感覚で考えると、4.8%下がったというのに手取り額は変わらないというのはおかしい。そうなると、知事も下げるのはおかしい気がする。

年収ベースで検討するのも方法の一つかと思う。

井上会長

改定していなければ毎年昇給し、もっと上がる。

田部委員

そう考えると、本給引き下げの影響というのはすごく大きい。

井上会長

生涯ベースで見たら、下がっているということは明快。

中尾部長

従前は年功序列的に一律の給料でしたが、給与構造改革は能力に応じて給料に差を付けようというものなので、年収をはじめこうとしてもこれからは個人差が出てきます。

栃木委員

能力主義というのはいつから導入されるのか？

中尾部長

昇給の制度はすでに始まっていますが、その基になる評価制度は来年度くらいからです。

安田委員

ボーナスは、本給のみが基礎か？

喜多副室長

基礎には地域手当も現給保障額も含まれています。

中尾部長

退職手当のみ引き下げ後の本給となります。

栃木委員

今回、退職手当も諮問されているのはなぜ？

中尾部長

知事及び事務局としての意向と、小泉前首相の「首長の退職金は多いのではないか？」という発言も多少は関係しております。

井上会長

一般職も長い目で見てみれば下がっているのなら、三役も下げるというのはありえる話だ。

安田委員

退職金の額は辞めるときの給料月額で決まるのか？

喜多副室長

〈一般職の退職手当制度改正の概要について説明〉

中尾部長

一般職の退職手当制度について、資料を次回までに準備させていただきます。

井上会長

制度改正により、退職金は増えるのか？減るのか？

中尾部長

総コストは一緒だが、増える人もいれば下がる人もいるのではないかと。個人間の格差が広がると認識しています。

井上会長

4. 8%下がれば、退職金の総コストも下がるのではないかと？

田部委員

中長期的に見れば総コストは減るということなんでしょうね。

中尾部長

次回資料を準備します。

中川委員

知事は選挙で選ばれ、副知事は国からやってくる。出納長は大抵県職員がなっているが、特別職から一般職に戻るといったことはないのか？

中尾部長

出納長は一般職のときの退職金をもらってから特別職になり、特別職のときの退職金をもらう。

副知事は国から出向してくることが多く、退職金をもらわずに副知事を辞め国に戻ることが多いので、退職金はあまり関係ない。

井上会長

論点が少し見えてきた気がする。

昨年の議論では、年収ベースでの観点が欠落していた。財政力等だけでなく年収ベースでも見てみる必要がある。

瀬戸委員

P26の資料について。経常収支比率は75%が妥当、と書かれているが三重県は90.5%。県の収入増が見込めない中75%に近づけていくためには、人件費を下げる必要があるという考え方でよいのか？

また17・18年のデータはないのでしょうか。

中尾部長

この資料はそういう意味の説明資料ではなく、県財政は厳しいが全国的に見ればそれほど悪くないという意味での資料として付けてございます。

近年年収は上がっていますが、地方交付税がカットされ、年収が上がっても昔のように財政がよくなりにくい。

また経常収支比率につきまして、17年度決算時点では、さらに悪化しているという状況にあります。

井上会長

多くの企業が進出すればインフラ等整備する必要もあるだろうから、役に立つことにお金が使われているのならしょうがない。

瀬戸委員

他県では議員報酬も下がっているのに、前回三重県はなぜ据え置きだったのか？

井上会長

議員という職のあり方について議論をしているということだったので、その結果を見ようということだったと思う。

中尾部長

〈昨年の答申に基づき説明〉

瀬戸委員

△4.8%や△6.7%で下げている県があるが、これだけを根拠に審議するということではない？

中尾部長

全国状況等見ながら、いろんなご意見をいただきたい。

安田委員

去年は、議長は22位、副議長が24位、議員は22位。他県が下がった結果、順位が上がってしまった。

中尾部長

報酬額について、昨年度と現時点における比較資料を次回提出いたします。

井上会長

三役はいわば経営者と見ることができるとは、議員は議決機関でありどう考えるべきか？

田部委員

議員の報酬はこう決める、と明確な基準はないのか？

中尾部長

自治法上には支給できるとしか書いてありませんし、明確な基準というものはありません。

井上会長

議員はいいけど、三役は兼業禁止なんだよな。

中尾部長

近年、議員の政務調査費、旅費が問題になっています。三重県はすでに廃止していますが、会期中の実費弁償も問題視されています。

単純に報酬だけで議論できないところもあります。

また、政務調査費について、現行の規程では「支給すること」までが規定されているだけで、その後のチェックはいろいろな仕組みとなっています。

しかし、今議会に提案中である議会基本条例では、使途の透明性を高めるため証拠書類を提出するよう規定されています。

井上会長

そんなことは民間では当たり前であり、領収書も出さずに使っているなら着服と同じだ。

少なくとも監査時にはすべて書類が整っているといったシステムが必要だ。

井上会長

それでは、本日の審議はこれまでとし、次回は議会側から聴き取り等ができるよう事務局にて準備願います。次回は12月12日10時から本庁舎3階の知事室内プレゼンテーションルームにて行います。本日はありがとうございました。

次回、議会から意見聴取することについて、委員了承。

三重県特別職報酬等審議会議事録（第2回）

1 日 時 平成18年12月12日(火) 午前10時00分～午前12時30分

2 場 所 知事室 プレゼンテーションルーム

3 出席者 委員7名（井上、田部、栃木、中川、千田、川村、岩崎）
事務局7名（中尾部長、真伏副部長、松岡室長 外4名）

4 議会からの意見聴取

（議長・副議長から資料に沿って、活動状況の説明）

- ・前回、議員報酬改定のあった平成8年度から業務が質・量ともに増加している。
- ・定例会・臨時会開催回数は全国で2位（114回/年）。
- ・議員数は、法定数（58名）から7名削減している。削減率12.07%。
- ・議員提案条例提案数は全国で2位（12本）。
- ・第1回 マニフェスト大賞、ベスト・ホームページ賞を受賞。

【議長・副議長からの要望】

- ・議員活動は、知事・一般職員とは役割・責務・業務内容が違う。したがって、知事・一般職の改定率に追随するものではない。議員の活動実態を見て適正な報酬額を判断してほしい。
- ・二元代表制の観点から知事の給料と議長の報酬は同一にしてほしい。

5 審議

井上会長

それでは、事務局から配布資料の説明をお願いします。

松岡室長

（資料説明）

井上会長

資料P1について、改定前と改定後の給料水準とは傾斜角度が異なっているが（改定後の給料水準の傾斜が低くなっているが）、（給与構造改革に伴う改定により）このような改定がなされたということでもいいのか。

松岡室長

そのとおりである。

井上会長

前回の議論のなかで、一般職の給料は現給保障されているので、給与水準が下がっているのか、下がっていないのか明確にしてほしいとお願いしたが、資料P1から地域手当を含めて給与水準が平均0.8%下がっているということでもいいのか。

松岡室長

そのとおりである。給料水準が平均△4.8%となり、地域手当が4%新設されたことに伴い、給与水準が平均△0.8%ということである。

ただし、給料水準については、幹部職員が△6.7%、若年層は△0%、平均で△4.8%ということである。

井上会長

資料P5についてだが、奈良県について地域手当を含めた実質改定率が記載されているが、知事にも地域手当はつくのか。

松岡室長

奈良県の三役は地域手当がつく。現行条例では、三重県の三役はつかない。

井上会長

他府県の状況は、（給与構造改革に伴う特別職報酬等の改定については）全国的に引き下げとなっている。また、一般職についても実質引き下げとなっている。

他府県との均衡、一般職との均衡から据え置きとする合理的な理由はないと考える。

中川委員

給料の額よりも退職金の額が高い。給料よりも退職金を引き下げるべきと考える。

井上会長

前回配布資料P14に総収入の資料がある。知事の給料は全国で28位となっているが、年収、総収入は全国で17位となっている。

期末手当・退職手当が全国水準より高いため、年収・総収入ベースで順位があがるかたちになる。

事務局に確認するが、期末手当・退職手当については、審議会の諮問事項には入っていないという理解でよいか。

中尾部長

現行条例からは、期末手当・退職手当を諮問事項と解釈することは難しい。

ただし、審議会のあり方や審議事項等についても意見があれば、議論いただきたいと考える。

井上会長

年収・総収入に関する意見については、（附帯意見）なお書きで入れるかたちになるということか。

期末を4.45月から3.35月にすると、年収はどれぐらい下がるのか。

松岡室長

60万円程度下がる。

井上会長

報酬を引き下げ、全国的に下位となっても、年収は中位となる。

支給月数の4.45月か3.35月のどちらが望ましいのかは、知事に委ねることとして、報酬について、どれだけ下げるのかということになる。

栃木委員

資料P1から、一般職の給与水準の引き下げ率は平均 $\Delta 0.8\%$ になる。

井上委員

一般職の平均引き下げ率をとると $\Delta 0.8\%$ 、幹部職員の引き下げ率をとると $\Delta 2.7\%$ となる。

幹部職員とは、どれぐらいの職員を言うのか。

松岡室長

前回配布資料P7によれば、部長級モデルは $\Delta 6.76\%$ 、課長級モデルは $\Delta 6.69\%$ となっている。(概ね課長級以上となる。)

井上会長

庶民感覚では、幹部職員と同じ $\Delta 2.7\%$ となるが。

$\Delta 2.7\%$ だと年収はどれぐらい下がるのか。

松岡室長

年収で60万円程度減になる。(年収における)全国順位は28位となる。

千田委員

景気が上向きになっている状況で、一般職との関係上引き下げとなるのもやむを得ないが、全国中位を下回る引き下げはどうなのか。

井上会長

給料月額を $\Delta 0.8\%$ すると年収はどれぐらい下がるのか。

松岡室長

年収で18万円程度減となり、(年収における)全国順位は21位となる。

井上会長

幹部職員の給料水準 $\Delta 6.7\%$ をとるか、平均の給料水準 $\Delta 4.8\%$ をとるかになる。三役についても三重県を勤務地とすることから一般職と同様に地域手当 4% を加味して報酬額を決定すべきであると考える。

一般職が下がっている状況、(給与構造改革分の答申を出した)他府県が全て引き下げの改定を行っていることからの状況から、三役については引き下げと考える。

地域手当を考慮すると、平均給与改定率 $\Delta 0.8\%$ か幹部職員の給与改定率 $\Delta 2.7\%$ のいずれかになると考える。それによって、どれぐらいの年収になり、全国で

どれぐらいのランクになるのかということ判断することになると考える。

一方で、議員についてどうするかだが。

田部委員

副議長から（二元代表制の趣旨から）、知事と議長は同額が望ましいとの意見が出ていたが、（報酬面で）知事と議長を同列に見なすことはできないと考えるが。

委員全員

（賛成）

田部委員

議員の活動について、不透明なところが多い。働きが見えてこない。

岩崎委員

議長から議長・副議長は常勤並みの勤務形態との発言があったが、具体的にはどのような勤務となるのか。

中尾部長

議員活動のほかに、全国議長会議への出席等、議長・副議長としての公務がある。少なくとも議員よりは忙しくなると考える。

議長・副議長は、実態として常勤のように毎日勤務しているとの主旨で発言したと考える。

井上会長

（給与構造改革に伴う特別職報酬等の改定について）秋田県と奈良県だけが議員の報酬を引き下げていないが。

松岡室長

秋田県と奈良県は、諮問自体をしていない。

井上会長

そうすると、諮問をしたところは全部引き下げの改定を行っているということか。

中川委員

開催日数ばかり多くてもだめで、何をやっているかが重要である。

栃木委員

報酬改定を考えるにあたっては、他県より上回っていても財政的に大丈夫という自負があれば別だが、全国順位における均衡は、大事ではと考える。また三役と議員の関係についても考慮すべきと考える。

井上会長

また諮問書で併せて意見を求められている知事の退職手当についてだが、総収入

ベースでの他県との均衡を考えると、引き下げるべきと考える。

井上会長

終了時間も経過しているので、本日の審議は終了いたしたいと考えるが、これまでの議論を踏まえ、次回までに私と会長代理とで案を作るので、それをもとに次回議論することにはどうか。

委員全員

(賛成)

井上会長

それでは、次回、その案をもとに検討することといたしたい。
本日はありがとうございました。

三重県特別職報酬等審議会議事録（第3回）

- 1 日 時 平成18年12月27日(水) 午後2時15分～午後4時15分
- 2 場 所 県庁舎3階 知事室プレゼンテーションルーム
- 3 出席者 井上会長、他委員7名（川村委員、千田委員、田部委員、栃木委員、中川委員、成田委員、安田委員）
事務局 中尾部長、真伏副部長、松岡室長、他4名
- 4 議 事
 - ・開 会 (中尾総務部長)
 - ・審議資料説明 (松岡給与福利室長)
 - ・審 議
 - ・答申案朗読 (松岡給与福利室長)
 - ・答 申
 - ・知事挨拶

5 審議の概要

井上会長

まず知事等三役については、前回の審議会において概ね引下げの方向という議論になっていたと思う。

一方、県議会議員については、前回までの議論を踏まえ、論点を整理した資料を用意したので、この資料をもとにもう少し議論を深めたい。

それでは、事務局から資料についての説明をお願いしたい。

松岡室長

[審議資料の説明]

井上会長

何か意見・質問はありませんか。

今回諮問されている事項は、三役は給料月と退職手当の支給割合であり、また議員については報酬月額である。

検討にあたっては、給料月額だけでなく、退職手当等も含めた任期4年における総収入で検討すべきと考える。

そこで、△0.8%か△2.7%かだが、全国状況等を踏まえれば、△0.8%とすべきではないかと思う。

また、退職手当支給割合についても、知事の75を70にすると、全国平均と横並びになる。

退職手当支給割合については、知事は75を70に、副知事と出納長はそのままにするのが適当ではと思う。

みなさんはどうでしょうか？

知事は、任期中の総収入が400万円も下がることとなり、気の毒ではあるが。

川村委員

考え方として特に問題ないと考える。

千田委員

今回は、会長の意見でよいと考える。

ただ現行の知事・副知事・出納長の額の格差が適正なのかどうかは、疑問がある？

下げるときは仕方ないが、今後上げる場合には、この格差を意識した議論をしていただきたい。

井上会長

知事と副知事との格差は、全国平均では27万円、三重県では28万円であり、問題ないのではという見方もある。

千田委員

知事がもっと高くてもいいのではと思う。

井上会長

民間では、社長は担当を持たず全体を統括し、副社長は社長の補佐ではなく、それぞれ部の重たい部分を担当しているという役割分担がある。

副知事の役割とは何なのか？

中尾局長

知事の補佐になります。一定の権限、責任はあるが明確なものはない。ただし、地方自治法改正後は権限、責任も明確なものになる。

井上会長

今のところ、ただの補佐ということですね。

千田委員

選ばれ方の違いかと思う。知事は選挙で選ばれるが、副知事は議会の承認はいるものの知事が選任することになる。この差は大きいと思う。

井上会長

職務権限のあり方を勉強しないと、この格差が適正かどうかを判断するのはむずかしい。民間とは少し違うと思う。

井上会長

三役については、給料は引下げ率を△0.8%、退職手当については、知事を70/100にするということによろしいでしょうか。

委員 (賛成)

井上会長

次に議員の報酬月額について、一般職の給与水準を必ずしも反映させなければならぬものではないことは理解できる。また会期日数や議員提案条例数を見れば、他県よりも積極的であると思うが、そのことだけが議員の評価ではないと思う。現時点においては、報酬月額が概ね全国の中位に位置していることを勘案すれば、あえて下げる理由もないことから据え置きということでしょうか。

中川委員

議員活動について、意欲は評価できるが、県民としても景気がよくなっているという実感もない中、引上げはできないのではないかと。

田部委員

成果が目に見える形になれば、可能だが、現時点では引上げるというのはむずかしい。また議員報酬は生活給ではないというが、三役とのバランスを無視することはできない。

千田委員

三重県議会は他県より先進的でがんばっていると思う。

議長以外は全国平均より下回っているが、現状では引上げるのはむずかしい。少なくとも現状維持でいいのではないかと。

井上会長

それでは、議員は据え置きということによろしいでしょうか。

委員 (賛成)

井上会長

また、諮問文にはありませんでしたが、「現行の審議会のあり方について意見があれば」という事務局の要請もありましたので、このことに関する資料をもとに、答申文への記載をどうするかについて、ご議論いただきたい。

松岡室長

[答申文における附帯意見に関する資料朗読]

井上会長

これを我々が考えることなのでしょうか？

中尾局長

去年は3年ぶりに開催させていただきましたし、その前は7年開催しておりません

でしたため、昨年の審議会でもこれほど間を空けていいのかということで、ご意見をいただきました。

また、現行の条例が、頻繁な給与改定を想定していないため、「必要のつど開催」となっており、このままでいいのかというところもありますので、ご意見いただければと思います。

千田委員

公務員制度改革による影響も考えなければいけない。労働基本権を認めることにより、賃金闘争が可能になる。

今後の状況を見ないと何とも言えない。

井上会長

給与制度改革というのは頻繁にあるのか？

中尾部長

そのようなことはない。

今回の給与構造改革は、数年がかりの大きな制度改革です。

栃木委員

流動的なことはあまり決めておかない方がよいのではないかと？

千田委員

しかしこのご時勢、開催したら下がる一方だ。

井上会長

他県が下げれば三重県も下げなければ中位でなくなることから、開催すればやはり下げなければならぬのではないかと。

中尾部長

他県が給与構造改革に対応した結果、三重県の順位が上がったとしても、三重県はすでに対応済み、と言うことは可能だと思ふ。

田部委員

審議会を随分開催していない県に対して、国から指導はないのか？

中尾部長

給与構造改革については、実施すべきとのアドバイスはしているが、各自治体の自主性に任せている。

川村委員

民間は営業成績など、判断材料があるが、県は違うからむずかしい。

栃木委員

財政赤字だからと判断したら、下がる一方だ。

井上会長

県幹部が「お手盛り」と言われたいよう、毎年開催すべきという意見がほしいということなら、デメリットはないから毎年開催すべきとするのはいいと思う。

田部委員

透明性確保にはなる。しかし、毎年開催するのは担当部局としては大変。

井上会長

知事が開催すべき、と思っただらいつでも開催できるのだから、「適時・適切」ということでいいのではないか。

引き続いて議員の審議についてだが、分けて議論してほしいということか。

一般職と三役とをリンクさせるのはコンセンサスが得られる。

しかし議員は、全国的に見て会期日数が多いから上げるとか、三重県だから中位とかいろんな考え方がある。

千田委員

議員定数の問題も含めて考えるべき。定数が減れば、多少上げることも可能かもしれない。

中川委員

特別職には三役と議員があるが、これを別々に審議することは可能か？

中尾部長

条例事項なので各団体の裁量ではあるが、審議会制度制定の経緯が議員報酬を自ら決めることについてのお手盛り批判からの流れによるものであることから、別々にすることに対し県民の理解を得ることはむずかしいのでは。

井上会長

地方自治に詳しい人で分科会を設置して対応することも考えるべきかもしれない。

田部委員

前回、正・副議長にお越しいただいたが、この審議のやり方に不満そうだった。

中尾部長

議会としては二元代表制ということで、三役と議員とで分けて議論してほしいとの思いがあるようだ。

これらのことも含め、今後の参考になるようなご意見をいただきたい。

井上会長

議員については、分科会など、別途議論する場を設け、議論を深めるということはどうでしょうか？

委員 (賛成)

井上会長

では以上のおりとして、実施時期をいつにするかということだが、県議会における条例改正の手続きも考え、平成19年4月1日からということによろしいか？

委員 (賛成)

井上会長

それでは、これまでの意見を踏まえて答申文の作成に入りたい。
事務局と私のほうで文案についてつめるので、少し時間をいただきたい。

[答申文案作成]

井上会長

それでは、答申文案を事務局にて読んでください。

松岡室長

[答申文案朗読]

井上会長

(2) 議員報酬のところであるが、「生活給ではない、反対給付である」というのは定説なのか？

中尾部長

はい。

井上会長

みなさんこれでよろしいでしょうか？

委員 (異議なし)

井上会長

答申書が整いましたので、ただいまから知事に対し答申したいと存じます。

[知事入室]

[井上会長から知事に答申書を手交]

野呂知事

年末、ご多忙の折、皆様御多忙の中、数回にわたり多様な観点から、熱心に御審議を賜り、厚くお礼申し上げます。本日いただきました答申については、その主旨を十分尊重させていただきたい。

[知事退室]

井上会長

委員の皆さまにおかれましては、お忙しいなか、多様な観点から、本当に熱心にご議論いただいた結果、本日、知事に答申を行い、本審議会の目的を達することができました。誠にありがとうございました。

中尾部長

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず、多様な観点から、数回にわたり御審議を賜り、誠にありがとうございました。

今後とも本県行政進展のため、格別の御高配を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。



三重県特別職報酬等審議会議事録（第1回）

- 1 日 時 平成17年12月6日(火) 午前9時～午前11時
- 2 場 所 吉田山会館1階 特別会議室
- 3 出席者 委員9名（井上、川村、田部、栃木、中川、成田、疋田、安田、吉田）
- 4 議 事
 - ・開 会 (総務局長)
 - ・知事あいさつ
 - ・委員の任命
 - ・会長の互選 (井上委員)
 - ・会長代理の指名 (中川委員)
 - ・諮 問 (知事から会長へ手交)
 - ・諮問文朗読 (中西総括室長)
 - ・諮問事由の説明 (中尾総務局長)
 - ・配付資料の説明 (林室長)

5 審 議

疋田委員

審議資料P11にある5%の独自抑制と報酬等審議会条例との関係はどうなっているのか。

中西総括室長

一般職における給与カットと同じものである。報酬額そのものを改定する訳ではなく、特例条例を設けて支給額をカットしている。

井上会長

審議会では報酬等の最高支給額を決めるものなのか。そういうことになると、審議会では報酬等の額を決めるということにならないのではないか。

中尾局長

そこには制度論と財政状況を踏まえた財政論とがあるが、他県においても個々の財政状況に応じ、支給額を下げる時は審議会に諮らずに、知事の判断でカットさせてもらっている。

井上会長

しかし、審議会でも額を決めても、それを変えて支給するような条例があるのでしょ？

中尾局長

その考え方については、次回説明をさせていただきたい。

正田委員

審議会条例第2条では「審議会の意見を聞くものとする」とあるのに、別途のシステムで支給額がカットされるのなら、この審議会は意味のないものではないのか。

井上会長

5%カットする、というのは知事が言うのか。

中尾局長

執行部の長である知事の最終判断で議会に提案する。幹部職員の管理職手当もカットしている。一般の職員の給与についてはカットしていないが。

井上会長

人事委員会から勧告を受けた水準よりもさらにカットしているということか。

中尾局長

給料表は勧告どおり。管理職手当については、条例でカットを規定し支給している。

栃木委員

そうすると、5%という数字は知事によって変わるということか。5%より少なくていいと言う知事や、いやもっとカットすべきと言う知事とか。

正田委員

公務員の給与は、税金で賄われているのだから、全部条例で決められなければいけない。

低ければいくらでもいい、ということではいけない。給料は保障されなくてはならない。

井上会長

今は財政状況によりカットをしているが、そうすると財政状況がよくなったら上がるということもあるのか？

中尾局長

過去にRDF事故の責任をとるということで、政治的判断から知事の給与を減額したこともある。このときも議会の議決は経て実施した。

このあたりの考え方については、次回説明させていただきたい。

疋田委員

R D F 事故の件は、知事の懲罰的な意味合いのものであり、給料保障はまた別の話である。

これでは審議会を設置する意味がないのでは。

中川委員

人事委員会勧告要旨について。現給保障はいつまでなのか。

中西総括室長

例えば、現在給料が30万円の人は、今回の給与構造改革により30万円を4.8%引き下げた額に決定されることになるが、この人が昇給して給料月額が30万円になるまでは現給保障される。

中川委員

すぐに4.8%下がるわけではないのですね。

公務員は1年経つと昇給するという考え方のもとに成り立っているのですね。

疋田委員

私は平成7年度の時も委員をしたが、そのときは特別職間の額のバランスについて対等であるべきと主張したが、平成8年度の額を見るとその意見を反映してもらえたかな、と思う。

そのとき、副知事と副議長も対等であるべきと言わせてもらったはずだが、資料を見ると他府県も（副知事の給与額と副議長の報酬額が）違っているが、この辺りのことについて、近年議論されているのか。

中西総括室長

各県の状況なのでどこまで分かるか分かりませんが調べさせていただく。

疋田委員

平成7年の時はこの点についてかなり議論した。三権の代表の報酬額が、知事の給与より低いなんて…

井上会長

官公庁の給料についてよく知らないが、民間なら業績がいいかどうかで決まる。我々は兼職が禁止されている。一般職は民間と同じで禁止されていると思うが、知事等は兼職できるのではなかったか？

そういう場合は、何を基準に決めたらいいのだろうか？

成績導入は当たり前だと思うが、財政状況が悪いのは別に知事の責任ではないはずで、そうするとどう考えたらいいのか…

中西総括室長

三役には「給与（生活給）」が支給され、議員には「報酬（役務の対価）」が

支給される。

ということから考えると、知事の給与は一般職の給与の考え方が反映されると思う。

井上会長

知事の仕事・責任は大きいと思う。世間の賃金水準に縛られるべきだろうか。

中尾局長

一般職の給与の決め方は、民間賃金との均衡を勘案しながら人事委員会が勧告を出し決める。知事は執行機関の長として、一般職の給与をもとに考えるべきかと思う。

しかし、報酬はむずかしい。さっきご意見のあった「バランス」を考えるべきだが、国は国会が最高機関だから総理と同等でも分かる。

しかし、地方は二元代表。地方自治法上、知事は全体を代表する位置づけとなっているということも踏まえて議論していただきたい。

正田委員

井上会長がおっしゃる本質論が分かれば…

井上会長

国会議員なんかは土日テレビに出たりしている。自分たちは土日もすべてを会社に捧げて報酬をもらっている。

(同じように「報酬」をもらっている)議員は兼職できることになっているが、民間で言う「報酬」と議員の「報酬」は本質から違うと思う。

正田委員

議会議員は住民代表なのだから兼職はありえる。

田部委員

知事は県のリーダーとして、24時間そのことばかり考えてもらっていると思うが、そう考えると知事と議員の違いは何なのか？

中西総括室長

給料は常勤職員に支給されるもの。報酬は月給ではない、という位置づけである。

また、知事・議員は共に公選職ではあるが、常勤か非常勤かということで分けられると考える。

安田委員

知事の給料なんて、このたび初めて考えた。365日県の仕事をしていると考えたら、「これだけの額？」と思った。資料によると他県もそうでビックリした。それと比べると、議員はずいぶんもらっていると感じた。

正田委員

議員は兼職できるがしていない人が多いし、落選したら無職になる。知事の激務と比べたら多いという意見もあるが、報酬としては少ないのでは？

田部委員

大学の先生は専門家だと思うが自分はそうではない。しかし、この審議会は会長の自分の疑問を示してもらえて、考えをまとめるのにとってもいいと思う。

吉田委員

民間＝企業＝富を追求する、行政＝富を公平に分配する であり違うものである。

小さな会社なら、経営者の私の独断で社員の給料も決められる。

公職は、時間ではなく責任の量で考えるべきではないかと思っている。

高い・低いという判断は概念的なものであり、結局は今の給与ベースを元にするか下げるか、ということになるんだと思う。

井上会長

上げるか下げるか横這いか、この3つしかない。

それを決めるには、財政状況と民間企業の情勢が重要な要素となる。

しかし、「責任の重さ」が分からないから困る。

田部委員

責任を果たしているかどうかとなると、我々では分からないし、それでは査定になる。他との関係性でしか高い・低いは判断できない。

どういう理屈でどういう議論をしていくか…

中川委員

三重県の財政状況が資料としてもらえるとありがたい。

成田委員

今、知事等の仕事の評価という議論がされているが、一般職の給与等も勘案して決めるべきじゃないかと思う。

井上会長

一般職の給与が下がっているのは、民間賃金が下がっているからか？

中西総括室長

はい。人事委員会の民間調査に基づいて決まる。経済状況に連動しており、昭和60年代から平成4年あたりは高い率で上がっていた。

井上会長

民間は業績が悪いと、会長→役員という順で報酬額を下げていくものだが、公

務員は違うのですね。

中西総括室長

公務員は労働基本権が制約されているので、その代替措置として人事委員会勧告制度がある。

栃木委員

特別職にも成績制度を導入したらいいと思う。一般職員についても「やる気」のある人材を集めるためには成績制度導入というのはいいことだと思う。

吉田委員

いや、企業と行政というのは「富を創造するもの」と「分配するもの」とで別の存在である。行政に成績制度を導入するというのはむずかしい。

井上会長

行政に成績制度というのはいい。今まで3人でしていた仕事を2人でできるようになったら、それは1.5倍がんばった、ということになるのかも知れないが、その分行政サービスの質が低下しては困るし…

中西総括室長

現在、管理職員には勤務評価制度を適用している。平成18年度からは一般職にも導入予定である。つまり、がんばった者にはインセンティブを与える、という制度である。

行政サービスの質の低下はもちろん起こらないようにしなければいけない。

疋田委員

特別職に評価制度を導入するのはむずかしい。

田部委員

知事や議員は選挙で選ばれているが、副知事や出納長は議会で承認されているだけ。同じ特別職とはいえ、このあたりちょっと違うと思う。

井上会長

そろそろ時間となりますので、今日はこのあたりで…

なお、冒頭に中尾局長からありました議会の意見を聴き取るということについて、今後の審議に資するため、次回の審議会にて議会側から直接聴きとり及び意見交換を行い、それを踏まえて審議することにはいかががでしょうか。

委員

異議なし

井上会長

それでは、次回の審議会にて議会側から聴き取り等ができるよう事務局にて準備をお願いしたい。

それでは、本日の審議はこれまでとし、次回の審議会の開催予定について謀ります。

次回の開催日時は12月19日の午後3時15分からとさせていただきます。場所は本庁舎3階の知事室内プレゼンテーションルームを予定しています。

また、次回の審議会についても、本日同様審議会等の会議の公開に関する指針により公開とし、傍聴者の傍聴を認めることとさせていただきたいと存じますのでよろしくをお願いします。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終わらせていただきます。



三重県特別職報酬等審議会議事録（第2回）

- 1 日 時 平成17年12月19日（月） 午後3時15分～午後5時15分
- 2 場 所 県庁舎3階 知事室プレゼンテーションルーム
- 3 出席者 井上会長、委員9名（川村、千田、田部、栃木、中川、成田、疋田、安田、吉田各委員）
- 4 議 事
 - ・開 会 （中尾総務局長）
 - ・配付資料の説明 （林人材政策室長）

5 審 議

井上会長

質問はないか？

むずかしい議論をする気はないが、兼業禁止の規定については、知事も議員も大差ない。そういう中で常勤（知事）と非常勤（議員）との違いは何なのか？

中西総括室長

知事は常勤とはいえ、一般職のような休暇や勤務時間の概念はない。昭和39年当時のやりとりを見ていると議員は以前は名誉職的な色合いが強かったこともあり、その流れかと思う。そのくらいの差ではないかと思う。

疋田委員

P21の内容について。京都府と奈良県のみしかないが？諮問済み・諮問予定の県については分からないのか？

中西総括室長

答申済みの団体はこの2つだけ。

諮問済み・諮問予定の県の諮問内容については分からないが、おそらく本県同様、現状を説明し審議会で議論していただく、という内容なのだと思う。

この10団体についてはまだ答申が出ていないので答申内容は分からない。

栃木委員

P19の内容について。経常収支比率が90%というのは、財政が破綻しているということなのか？見方がよく分からない。

中尾局長

全国的に財政が硬直化しており、この流れは否定できないと思っているところもある。しかし、他県と比べるとましな指標もあり、決してよいとは言えないが全国的に見れば三重県はよい方である。

田部委員

P14についての内容について。これは結果だけなので、このようになった経緯等もっと踏み込んだ内容の情報もあるのか？

中西総括室長

他県に照会した結果、そこまでの情報しか得られなかった。

疋田委員

平成7年度の審議会の時は知事と議会とのバランスの話が出た。

井上会長

知事>副知事>議長>副議長>出納長>議員 というこの関係性に明確な理屈があるのかと思ったがないうだ。

もしあれば各県でこんなバラバラにならないだろう。

立場が対等だからといって報酬額も対等、そういうことではないのですね。

それではここで、県議会議長及び副議長からお話をしたいということですので伺いたいと思います。

(田中議長及び三谷副議長入室)

田中議長

三重県議会の取り組みについてご報告させていただきたい。

現在、地方分権一括法の施行に伴い議会改革に取り組んでいる。今までは知事の補完機関・追認機関であったが、そこから脱却するため二元代表制議会のあり方について議論を重ねてきた。その取り組みについて、副議長からご報告させていただく。

三谷副議長

地方議会のあり方・活動については一般県民からは見えにくい。反省して現在売り出し中である。

国は議院内閣制で、選挙で選ばれた国会議員が首相を指名する。地方議会は首長、議員それぞれが選挙で選ばれ、それぞれが県民の代表であるという二元代表制である。

今までは首長の補完・追認機関と見なされており、地域からの要望はそれぞれ執行部に個別に要望していた。

本来の議会のあり方を考えていこう、ということから議会の役割を考え直し始めた。

そこからいくと議会の役割は3つ。それぞれ

- ・議決機関
- ・監視・評価機能
- ・立法機関 今年11本の議員提案条例を作った

特別委員会は、年間通じてのテーマをもたせて開いており、知事に対して各種提言を行いそれなりの成果を上げている。

また、広聴活動として意見募集を行い、今までの広報委員会を広報広聴委員会に切り替えたりインターネットでライブ中継をしたり、県民から意見をいただく努力をしている。

今まで別々であった予算委員会と決算委員会をひとつにすることにより常任委員会とし、全員参加型の委員会に変更した。

しかし、そのことにより議事日数が増え忙しい。前報酬額の改定があった平成8年当時と比べたら忙しさは雲泥の差だと思う。

田中議長

議会は多様な地域・職域の合議体である。集約した様々な意見は多くの県民の思いを代弁しているとの自負がある。もはや追認・補完機関ではない。

次に、議員報酬に関する資料について説明させていただく。

定例会・臨時会の開催回数は全国3位。しかし、さらに特別委員会を加えれば全国1、2位になると思う。

人件費の資料について見ていただきたい。三役と議員の人件費の差及び議会の開催日数について考慮のうえ報酬額について判断していただきたい。

三谷副議長

補足説明をしたい。神奈川県は会議時間は午後1時から。三重県は午前10時からで倍違う。特別委員会も含めると年間173日。1日当たりの報酬額は低い。議員提案条例数は日本一である。

田部委員

議員・職員の仕事の違い及び知事と議長が対等であるべき、という話がよく分かった。

議員立法はこれぞ議会のあるべき姿だと思った。

三谷副議長

議員立法を作るのはとても大変で、エネルギーがいる。

足田委員

議会改革がんばっていると思うが、一般職の給与が減額していることについてどう思うか？

田中議長

人件費の資料を見ていただきたい。一般職には退職手当がある。

千田委員

二元代表制を押し進めれば給料も知事と議員は対等になると思うが、どう思うか？

田中議長

知事と議員すべてが対等というのが望ましい姿だと思っている。

安田委員

知事と議員の責任の重さの問題についてはどう考えているか？

三谷副議長

むずかしい話である。

条例等を議決したときの議会の議決責任はどうか？という問題。知事提案であれ議員提案であれ議会としては同等に扱う。地方自治法改正により議員提案は12分の1の人数で提案できるようになったので非常にやりやすくなった。

同じように議会で議決したうえで今度は執行部で執行していただく。このときには執行責任が問われる。執行にあたり、執行部は要綱や規則を自分たちの裁量で作ることができる。つまり自分たちがやりやすいように作ることができる。

そこで問題が発生すれば、それは執行責任が問われるのであり、合議体としての議会の責任が問われるわけではないと考えている。

しかし、それに対して監視と評価をする、という義務を負っているのが議会の責任である。監視・評価という議会の責任の方がもっと大事だと思う。

その結果はどこで見るのか？それは選挙で返ってくる。議会の責任としては監視・評価が一番大事だと思う。

議員提案条例を出すときは執行部としっかり議論をするので、その部分は執行部との共同責任かと思うが、執行責任については執行部にある。

疋田委員

二元代表制からすると知事と議員全員が対等という話は筋が通っていると思うが、県民意識としてはむずかしい。議会の顔ということで議長、副議長のみ知事と対等、ということではダメか？

田中議長

理想としては対等でありたいと思っている。

現実的な話として、例えば知事には知事室があり10名あまりのスタッフがついているが、議員にはない。

三谷副議長

条例を作るにもスタッフ数に差がある。

井上会長

三役が財政上の理由から給与額を引き下げているが、財政の責任は知事だけが負うものだろうか？議員も同じく受け止めるべき問題なのか？別なのだろうか？

田中議長

株主（県民）、株主の代表（議員）、経営者（知事）の例でいくと、業績が悪いのでマネージャーの給料カットはやむなし、というのは当然である。もし効率のいい経営なり、株主に利益が還元できるのなら限られた財政の中でより効果的な行政サービスに変わっていくのだろうということで株主には理解いただく。

私たち株主の代表は、監視・評価機能をキチンとしていたかどうか、このことについての責任は問われるべきだとは思う。

井上会長

働いている時間と報酬の関係はどうなんだろうか？民間は分かりやすい。三役の独自カットというのはやはり民間とは違うんですかね？

田中議長

我々はこのまで財政が逼迫する前に、知事等が給与カットをする前にすでに議員定数を減らしている。

井上会長

別に議員数を減らせと言っているわけではない。ただ、そういう違いはどこで起こるのか訊きたかっただけ。

川村委員

議員は現状よりプラスしてもいいくらいと思っているということか？

三谷副議長

プラスというのはなかなかあり得ないと思っているが、カットする理由はないと思っている。

千田委員

知事・三役と比較というが少し次元が違うような気がしている。比較するという事なら彼らの意見も聞いてやりたい、という気がした。

中川会長代理

働きはよく分かった。しかし県民としては、一般職員が財政逼迫の中減額されている。そこが解決されれば、議員さんの活躍に対してそれなりに報いることもできるが…。人件費が増えれば県民の負担が増える。

井上会長

そろそろ時間ですので…。今日はお忙しいところありがとうございました。

(田中議長、三谷副議長退室)

田部委員

理想・理念はよく分かったが、では額をいくらにしたらよいか、というと複雑な問題である。話を聞いて、三役と横並びとまでは思えなかった。もう少し時間が必要。

井上会長

何でも対等だと言うなら財政責任についても対等ではないのか、と言いたかったのだが…

田部委員

実際「取る」責任と「監視」の責任とは質が違うのでは、と思って聞いていた。

井上会長

三役の給与だが、平成8年から平成14年まで、一般職が1%増える中据え置きだった。平成14年から今日までは、一般職が下がっているが据え置き。そのような状況の中自ら5%カットしているのに給与額を据え置くというのはおかしい気がする。その意図を酌み取ると三役については下げる方向になるのではないか？

栃木委員

ある程度は下げることになるだろう。

千田委員

できれば据え置きでいいのではないか。知事の給与額の引き下げはすべてに影響がある。現状維持でもおかしくないと思う。

すごく高い金額でもないのにすごい責任である。その中で独自の判断で下げられるのはいいのではないか。

井上会長

しかし、その内容の答申を聞いた一般職はどう思うだろうか？自分たちは引下げなのに据え置きなのか、とならないか？

千田委員

職員と知事との間で話ができれば理解されるのではないかと考えている。

田部委員

税収で人件費をまかなっている行政は会社組織とは違うのでは？財政的理由により引き下げた、というのが一番理由が立つと思う。

井上会長

もし下げる、となった場合、現在行われている5%カットはどうなるのか？

中西総括室長

平成17、18年度に行うと条例で決まっているのでそのまま継続される。

田部委員

特例条例の5%カットにしばらくはとらえられなく考えていったらいいのですね。

吉田委員

5%カットすることは県民に広く周知されていたのか？また、次期審議会開催も決定しているのか？

知事としては5%カットしている上にさらに引下げ答申となれば県民受けがいい、と思っているのかということと、次期審議会開催が決まっていればそこで修正すればいいことなので我々も決めやすいのでは、という理由から伺っている。

中西総括室長

議会で議決しているし広報で周知はしており、新聞にも載った。次期審議会開催についてはまったく白紙。

田部委員

平成7年開催時、少なくとも3年おきに開催すべきとの意見が出たと記憶している。今回ちょうど3年目くらい。

吉田委員

開催周期が短期なら、据え置きや下げと言いがやすいが、周期が長いと周り（景気等）が良くなっているのに低いままでは申し訳ないな、と思って。

田部委員

今後おそらく景気が良くなるだろうという予測の下これを考えるのはむずかしい。

井上会長

カット後の手取りで考えるべきではなく報酬そのもののベース額で考えるべきなのか？そうするとやはり、下げる方向になるのではないか。

千田委員

今のムードとしてはマイナスの方が納得が得やすいと思うが、あえて据え置きを主張したい。先ほど県議会はがんばっている、ということだったが、相対的に当局側も大変になっているということであり、このことを頭の片隅に置いておいてほしい。

足田委員

対外的な説明責任ということで考えると横這いというのはなかなかむずかしい。しかし、京都府のように7%も下げると一般職への影響も大きい。地方経済への影響もあるだろう。

井上会長

カット率の絶対率というのはどうなっているのか？我々は率まで答申するのか？

中西総括室長

今までの答申や人事委員会の勧告等を参考にさせていただきたい。

田部委員

前回の時はシュミレーションして下げた結果を示していただいた。

中尾局長

今までは率まで答申いただいている。

足田委員

会長の集約案としては三役も議員も一律の下げ幅でと考えているのか？

井上会長

三役は下げかと思っているが、議員についてはよく分からない。

林室長

平成14年の答申は一般職に初めてマイナスの勧告が出たときだった。平成8年からの一般職累積給与改定率は+1.06%だったがこれを整理し、据え置く形で当時答申がなされている。

井上会長

つまり平成14年の時は一般職のプラスについて特別職は見ないことにしたのですね。では、平成14年度の答申内容はどうなっているのか？

林室長

(平成14年度答申を朗読)

井上会長

もし下げるとすれば、一般職の改定率くらいしか依って立つ参考基準にできない。責任の重さにより1%アップ、なんてわけにはいかないし。

足田委員

特別条例があることにどうしてもしばられてしまう。もし下げるとすればこの△1.4

4%に依拠するしかない。

成田委員

この特例条例が、平成17年度だけなら気が楽だったのだが、実質の下げ幅まで考えると下げると言うことに尻込みしてしまう。

栃木委員

三重県以外に独自カットしているところは多いのか？

林室長

全国的に独自カットがなされており、カットをしていないところは数県だけである。

田部委員

心情的な話は分かるが流されてはいけない。ここは何を議論すべき場か考えなければいけない。何ならカット期間終了の1年後、2年後に審議会を開催せよ、と答申に書いたらいい。

井上会長

ところで、議員と三役は違うと思う。議員（の報酬）は一般職に連動するものではないと思うがどうか？

千田委員

議員は共済負担金がなくなると思う。そうすると同じ率で下げたらさらに差が開く。

井上会長

議員を据え置いたら較差は小さくなる。

田部委員

心情的なことを言えば、三役がかわいそうだ。

井上会長

議員報酬はどのように考えるべきなのか？三役と同じように連動させて考えるべきなのか？

中尾局長

三重県の場合は、過去は一般職に連動して改定していた。

吉田委員

議員も独自カットをしているのか？

井上会長

していない。

田部委員

議員については準ずる、という扱いでいいのでは？

疋田委員

しかし、副知事が議長より低いのは格好が良くない。

千田委員

議員と三役は機能としては別だと思うが県民感情としては一緒だと思う。

井上会長

三役は下げるという方向、議員については据え置き又は下げるという2案でいきたい。
そのための考え方の資料を用意してもらいたい。

中西総括室長

過去の経緯を見てみると、三役と議員との考え方に差はあるように見受けられる。

林室長

大きなところでは方向性は見定めていただいたかと思うので、会長及び会長代理に答申案を詰めていただくということをお願いしたいのですが。

井上会長

中川会長代理よろしいですか？

中川会長代理

分かりました。

井上会長

本日の審議はこれまでとし、次回の開催について諮りします。

次回開催は12月26日午前10時から、場所は本日と同じプレゼンテーションルームとさせていただきます。

以上をもちまして本日の審議会を終わらせていただきます。

三重県特別職報酬等審議会議事録（第3回）

- 1 日 時 平成17年12月26日(月) 午前10時～正午
- 2 場 所 県庁舎3階 知事室プレゼンテーションルーム
- 3 出席者 井上会長、委員7名（千田、田部、栃木、中川、成田、疋田、安田各委員）
- 4 議 事
 - ・開 会 (中尾総務局長)
 - ・審議資料説明 (林人材政策室長)
 - ・答申案朗読 (中西総括室長)
 - ・審 議
 - ・答 申
 - ・知事挨拶

5 審議の概要

井上会長

前回の審議会を踏まえ、私と会長代理の方で答申の方向性及び考え方をまとめ、その結果を踏まえ、事務局に資料として整理させた。

本日の審議については、この資料をもとに審議いただきたい。

それでは事務局から資料についての説明をお願いしたい。

林人材政策室長

[審議資料の説明]

井上会長

「他県と比べてどうか」という比較まではしていないので分からないので、「県としての力が全国的にどうか」ということしか指標にできないと思う。そうすると三重県は全国的にほぼ中位である。

前回の資料を見てみると、三役、正副議長、議員いずれの額も真ん中より下である。

そこで、三役は一般職を管理監督する立場にあるということから、一般職と同じでないと均衡を欠くと考えられるため一般職の累積給与改定率である1.44%の引下げ、議員については一般職を直接管理監督する立場ではないということから、全国的に見て中位の報酬額でもおかしくはない、ということから据え置き、ただし、将来他県が下がれば下がる可能性もある、ということでしょうか？

栃木委員

考え方として特に問題ないと考える。

安田委員

会長の意見でよいと考える。

井上会長

委員のみなさまにこの資料について特に意見がないのであれば、この資料の考え方でよろしいか？

委員（異議なし）

井上会長

事務局の方から何か意見は？

中尾局長

答申内容の実施時期についてですが、特別職の報酬等の改定については条例改正が必要なため、次の議会の日程上事務局としては平成18年4月1日からと考えておりますが、これについても委員のみなさまでご議論いただけますでしょうか。

井上会長

事務局の案で問題ないと思うが、委員のみなさま、いかがでしょうか？

委員（賛成）

井上会長

それでは、実施時期については平成18年4月1日からということにさせていただきます。

次に、答申文案の作成についてだが、事務局から配布いただいた答申文案についてみなさまからご意見をいただきたい。

それでは事務局で読んでください。

中西総括室長

[答申文案朗読]

井上会長

私が気になったところは答申書案P2の「これまで知事等と同率～」という部分だが、資料によると平成7年度以降三役と議員は別の動かし方をしてきているはずなので「同率」ではなく「同方向」が正しいのではないか？

中尾局長

確かに平成5年度以前は同率ですが平成7年度以降は同率ではない動きをしております。会長のおっしゃるとおり同方向又は同様といった言葉が適切と考えます。

田部委員

平成5年度以前は同率、平成7年度以降は同方向、と分けて書くべきでしょうか？

井上会長

そこまではいいですかね。では、「同方向」という表現をお願いします。

それから「今後も他県の動向等を踏まえる～」というのは、この4月1日までに他県の動向を調べて…ということではないですよ？

中西総括室長

年明けから審議会開催を予定されている他県についても、事務的な話になるが条例を改正し実施できるのは4月1日以降なので、1月1日以降ということも含まれているが、ウエイトとしては4月1日以降の方が大きい。

井上会長

「今後の他県の動向等を踏まえる必要があるものの、今回については据え置く～」というところは、「今回は据え置くが、今後の他県の動向等を踏まえる必要がある」とすべきでは？

林人材政策室長

「判断した。」という言葉が文章の結びに持ってきた都合上こういう表現になっている。この辺りも含め議論いただきたい。

井上会長

「他県の動向等～」の部分は付帯意見の中で述べたらいいのではないかな。

田部委員

私は県予算は単年度予算なので4月1日だと思ったが、今の表現だとどちらとも取れる。誤解の生じないようにはっきりさせておいた方がいいと思う。

井上会長

「今後の他県の動向等を踏まえる必要があるものの、」の部分は取り、「今回については」を「今回は」にするということにしましょう。

田部委員

三役は下がるが、議員は据え置きということは、他と比べれば上がっているわけだが、これは他県との比較で判断した訳ですよ？

今後他県と比較した結果、上がるか下がるかは分からないが「今回は」という意味で「今回は」と入れた方がいい。

井上会長

付帯意見の中にすでに「他県の動向等～」と入っているのでこれでよろしいか。この「早期に」というのは早くて1年後という意味なのか？

中西総括室長

過去の審議会を見てみると、3年後くらいに開催しているが、場合によっては各年度ということもあり得るだろうし、経済状況等によっては2年ということもあり得るかも知れない。その時の状況による。

井上会長

民間で「早期に」といったら1年後の話ではない。「早期に」というと非常に早いというイメージがあるが…

中尾局長

その時期等も含めて委員のみなさんにご審議いただきたい。

田部委員

何年おきに開催する、と条例等で決まっていなくても、いつ開催するというのは担当部署が決めることなのか？

中西総括室長

事務的な話になるが、必要かどうか判断する材料のひとつとしては人事院あるいは人事委員会の勧告がある。

近年0.04%や0.31%という小さい改定率だったことや、万円単位で見ると改定に至らないというようなことも勘案した上で、数年間の改定率を累積すると見直しの必要が出てくる等いろいろな状況から判断している。

さらには、一般職が引き上げのとき、特別職も付随して毎年上げなければならないか、また、一般職の引き下げが続いているときに特別職を複数年放置しておくそれは却って県民の皆さんの目から見てもいかなるものか、ということも勘案し、審議会開催の判断をしている。

田部委員

それらの状況が、審議会を開催する基準になるということですね。

中西総括室長

基準というとおかしいが、それがひとつの考え方となっている。

中尾局長

条例の中に「知事の諮問に基づき審査を～」という部分がある。知事が諮問するかどうか、というのが開催の判断だが、その判断根拠のひとつが先ほどの説明である。

田部委員

先ほどの説明にあった、そういう状況になったときは早期に開催すべき、という意味でこの「早期に」という言葉を入れてもらったのかな、と考えてよろしいか？

中川委員

人事委員会の勧告は毎年出るはず。四捨五入したら1万円に満たないということはあるだろうが、せめて知事の任期である4年に1回は開催してもらいたい。

井上会長

審議会を開催すべき状況かどうか、という判断は県に任せるとしても、せめて3年に1回は開催してもらいたい。

報酬等の額を上げる下げるとするのは絶対に審議会にかけないとダメなのか？

中尾局長

はい。

田部委員

2, 3年経てば景気が良くなるという見通しもなきにしもあらずな状況だが。

千田委員

しかし、景気が良くなっても給料が良くならない今の時代、人事院の勧告というのはそれほど上がらないと思う。同時に県財政も厳しい。

そういうことも考えると、少なくとも来年度は開催した方がいいと思う。

田部委員

パーセントの話ではないということがよく分かった。

中川委員

国家公務員の数が増減れば県職員の数は増える？

中尾局長

国家公務員の数が減れば同じように県職員の数は減る。

田部委員

できれば、例えば最大限3年とか入れたい。

林人材政策室長

他県の状況を少しお話ししたい。

平成17年4月現在の審議会の開催状況について。

- ・ 毎年開催 1 県
- ・ 2年に1回 20 県
- ・ 3年に1回 3 県
- ・ 不定期（そのつど） 23 県

20を超える県が2, 3年に1回開催している。

田部委員のおっしゃるように、2, 3年が最低限の開催周期だと認識していただければ。

不定期開催の県でも審議会の任期を2年と決めているところがある。2年に1回は開催するという意思表示かと思われる。東京都、神奈川県、富山県、愛知県などは2年任期で審議会を常設している。

全国状況から考えると、2年に1回くらいとなるのでは。

井上会長

他県と比べると三重県は間隔が開いている。(答申の中に)「今後は2年に1回」と入れるべきか？

栃木委員

2年以内を目途に、とかはどうか？

中尾局長

「今後は」とすると今後ずっとということになる。「次回は」とすると次回に限定されることとなる。そのあたりも含めご検討いただきたい。

中西総括室長

期間が入ると義務化してしまい、財政状況・社会経済情勢に対応しにくくなる。具体的な開催時期が入ると、却って審議会の方に負担をかけることになる。

中尾総務局長

年数というよりは姿勢として「早期に開催せよ」ということを明記していただければ…

井上会長

前回の答申書の付帯意見では、「社会・経済情勢の変化等に即応するよう」となっていた。今回の審議会までは3年の間隔が開いているが、それは「即応した」と言えるのか？

中尾局長

一般職の改定率が平成15年度が△1.09%、平成16年度が△0.04%、平成17年度が△0.31%と推移するなかで今回開催させていただいた。

井上会長

それで即応したと言えるのかな？

安田委員

三役の自主的カットが平成19年3月31日までであるので、早期に見直した方がいい、という意見が前回あったが…

井上会長

自主的カットについては時期が来たら自然と終わり、平成19年4月からは元に戻

るということですよ。

年限を入れると、諸情勢の動向ではなく年限に拘束されてしまう。

足田委員

「早期に審議会を開催し審議することが適当である。」に続いて、「また、定期的に審議会を開催することも検討されたい。」と加えてはどうか？

井上会長

知事に判断を預ける形の答申というのはあるのか？

中尾局長

それは問題ないと考える。

井上会長

それでは、答申文案はこのとおりとしてよろしいか。

委員 (賛成)

井上会長

それでは事務局で答申書としての作成をお願いしたい。

[答申案を修正]

井上会長

答申書が整いましたので、ただいまから知事に対し答申したいと存じます。

[井上会長から知事に答申書を手交]

野呂知事

答申を尊重させていただきたい。

来年以降についても、社会情勢を見ながら溜めずに審議会を開催してもらいたい。

三重県特別職報酬等審議会議事録（第1回）

1 日 時 平成14年12月9日(月) 午後2時～午後3時40分

2 場 所 県庁講堂棟 第131・132会議室

3 出席者 委員8名（石川、小池、佐合、田部、寺本、中川、永野、藤井）

4 議 事

- ・開 会 (総務局長)
- ・知事あいさつ
- ・委員の任命
- ・会長の互選 (佐合委員)
- ・会長代理の指名 (藤井委員)
- ・諮 問 (知事から会長へ手交)
- ・諮問文朗読 (山舗総括マネージャー)
- ・諮問事由の説明 (山本総務局長)
- ・配付資料の説明 (戸神マネージャー)

5 審 議

小池委員

従来は、およそ2年毎に改定しているが、前回の改定から7年間改定していない理由と、今回審議会を設置することとした背景は何か。

戸神マネージャー

平成8年以降の各年度の一般職の改定率が低かったこと及び他県の動向を考慮して、改定の必要性がないと判断してきた。

今年是一般職で初のマイナス2.04%の勧告があり、据え置くのか、積み残しを考慮して上げるのか、現下の厳しい経済状況等を踏まえて下げるのか、我々だけで判断するのではなく、審議会を開催させていただくこととした。

佐合会長

平成8年度までは2年毎で、改定率も5%くらいですね。

寺本委員

改定の時期は、不定期か。

戸神マネージャー

特に規定されてはいない。

石川委員

厳しい経済情勢とのことだが、今回の資料では、それを示すものがない。また、経済情勢云々までこの審議会で考える必要があるのか。

山本局長

県の財政は、平成15年・16年の2カ年で約540億円の財源不足が見込まれており、人件費や公債費といった義務的経費が増大する中で、今後、どう展開していくかといった問題がある。

次回までに県の財政状況についても提示したい。

藤井委員

県財政が厳しいとのことであるが、その元となった国や地方全体の問題として考え、税収レベルなどでもいいので、国政と県政の両方のデータを出してもらいたい。

一般で言うところの「厳しい経済状況」というのが分かるように。

寺本委員

予算や人件費について、過去3年くらいの数字を示してもらいたい。

藤井委員

奈良県は平成10年度に改定し、今回も審議会を設置しているが、その経緯はどうか。

戸神マネージャー

奈良県は平成10年度に改定しているため、累積でもマイナスであり、今回引き下げの答申が出ている。

小池委員

その他の県の状況も報告してほしい。

戸神マネージャー

次回、報告させていただく。

小池委員

長野県知事は給与カットを表明しているが、そのような場合、審議会との関係はどうなるのか。

戸神マネージャー

条例上の額は改定せずに、財政上という観点から、ある期間、何割かの支給額をカットするというもの。

小池委員

そういった場合は、単年度の措置なのか。

戸神マネージャー

単年度の場合もあるが、2カ年といった場合もある。政策判断である。

石川委員

今回、一般職が下がったことにより、3%あった改定率の累積の数字は1%と小さくなった。それでも審議会を開催した理由は何か。

山舗総括マネージャー

従来は、5%程度の改定率で2年毎に改定してきた。それと異なるのは、近年の一般職の改定率が非常に小さかったこと、一般職で初めてマイナスの人事委員会勧告が出たことの2点である。

藤井委員

一般職の手当に当たるものは特別職にも支給されるのか。

戸神マネージャー

通勤手当は要件を満たせば支給される。現在は、知事、副知事は市内の公舎から通勤しており、出納長のみ支給されている。

議員は非常勤であり、支給されないものである。

田部委員

特別職の給与を考えるにあたって、評価はどう考慮されるのか。知事が何をやってきたから何万円というような考え方は、これまでなかったのか。

山本局長

御指摘いただいた点は今日的課題であると思う。三重県では課長級以上の職員に評価制度を取り入れているが、選挙で選ばれる知事や議員、知事が任命する副知事や出納長といった特別職については、誰がどう評価するのも難しいことである。

場合によっては、今回の審議会もそのような手法の一つと考えられなくもないが…。

佐合会長

北川知事が三重県の知名度を上げ活躍されているが、県民に、これだけの給料でどうかということで選挙で選ばれてきているということではないか。

田部委員

県民がこれだけ払いたくないと思えば…。

佐合会長

今回の選挙で落とすという結果になる。

山舗総括マネージャー

一般職では、職階制などの制度や労働基本権の制約といった中で給与水準を決定するにあたって、人事委員会が民間の給与を調査し、民間準拠、国の水準、他県との比較といった要素が考慮されている。近年、能力主義や実績主義が導入されてきているが、まだ太い流れにはなっていない。

佐合会長

人事委員会は500社くらいの民間事業所を調査すると思うが、それを基準にして公民の差額を調整する。今回的人勧はマイナスになったと思う。

山舗総括マネージャー

一般職は、今年度は10月7日に人事委員会勧告があり、内容は較差相当分の2.04%の引き下げであった。12月議会で勧告どおりの条例改正案を提出し、審議していただいている。

藤井委員

条例の中に審議会が何をするかの規定がない。審議会が形式的なものにならないよう議論するのが民主主義である。そのためにも規定をしっかりと整備することも必要ではないか。

石川委員

財政状況については、報酬額を考える根拠ではなく、政策的な要素ではないか。

中川委員

普通の会社で考えると、従業員の給料が下がっている中で、社長だけ上げるとか据え置くということがあるのか。

佐合会長

もう少し前に一度改定して上げておけば、今回下げることに問題はない。しかし、それをやっていない。

田部委員

一般職の改定率から考えると、報酬額を上げるということになるのか。

佐合会長

これまで上げていないという部分と世論を考慮することになる。

小池委員

前回の特別職の改定以降の一般職の改定率の累積は約1%なのに、何故、今回審議するのかがよく分からない。

山本局長

前回の改定から7年が経つということと、今年一般職の改定が△2.04%である一方、平成8年度から14年度までの累積が1.06%となっており、どうすべきかということで諮問させていただいた。

従来は、「一般職がこれだけ上がったから特別職はこれでどうか」というものであったが、今回はそうではない。

佐合会長

一般職のマイナス改定は初めてのことであり、特別職についてもこのままでいいのかということだと思う。

寺本委員

過去に累積で3%上がっていたときに改定しなかったのは、改定率が小さかったということか。

戸神マネージャー

単年度で捉えると一般職の改定率が小さく、他県も改定を行わなかったことによる。

田部委員

例えば1%上げるとするときに、特別職の全てが改定となるのか。

山本局長

ルールがある訳ではないが、前回は、議員は勤務実態を考慮して上げ幅を大きくしている。県民に説明できる改定率を判断してもらうことになる。

藤井委員

決め方はどうなるのか。最終的に事務局案を出してもらえるのか。最後まで我々がやっていくのか。

山本局長

資料等の用意はさせていただくが、審議を集約する中で会長から指示があれば別だが、事務局から積極的に改定案を出すことは考えていない。他県の状況では、28県が審議会を開催していないが、三重県としては皆さんの考えを聴きたいということで開催させていただいた。

山舗総括マネージャー

県会議員に退職金がないとかいうことも周知されていない。全国で28県が内部で判断したが、三重県はオープンにして審議いただきたい。事務局案があってスタートしたものではない。

寺本委員

28県が設置しないというのはどういう意味か。

山本局長

通常の審議会は年度単位で置いているが、報酬審議会はその都度設置される。今回審議会を設置しなかった28県は改定の必要がないと判断したということ。

佐合会長

累積で3%上がった後、2%下がっている。据え置きか、1%上げるか、下げるか。まずこの3つの選択になる。

寺本委員

答申の後の手続きはどうなるのか。

山本局長

真摯に受け止め、知事の判断を頂く。
額を改定するのであれば、条例を議会に提案することになる。

藤井委員

改定しない場合はどうか。

山本局長

改定しない場合も、その旨を議会に伝達する。

小池委員

改定しなくても記録に残るということでよいか。

山本局長

はい。

田部委員

1%上げる又は下げる場合、総額はどれくらいになり、財政的にどのような意味があるのか。

山本局長

三役と議員55名の人件費は年間8億6,400万円であり、仮に1%とすると約800

万円になる。詳細な資料は次回に提出させていただく。

佐合会長

特別給のようなものはどうなっているのか。

山本局長

現行は年間4.70月となっているが、現在、年間4.65月に改正する条例を議会に提案している。

藤井委員

税金を払う側の立場としても資料もほしい。税金を報酬として貰っている訳であり、県民が納得するには、いかなる措置を執るとしても、理由を明確にしないとけない。

経済状況については、失業率や高卒の内定未定者などの厳しい指標を具体的に示してもらいたい。

石川委員

藤井委員の意見を深く考えると、任に耐えられるかといった思いもする。

デフレであれば、給料月額が変わらなければ、給料が上がっているのと同じであり、デフレ率がこうだから給料月額をどうするといった議論ならできる。しかし、経済状況を考慮してといった議論は難しいのではないか。

藤井委員

税金を払う立場に立って考えると、公開でもあり、委員からこういう指摘があり、事務局から報告があるというのは、一つの礼儀であると思う。

山本局長

資料はできるだけものを提出させていただく。

公務員の給与は民間との比較がベースとなっているというものの、現下の情勢では、公務員はけしからんという意見もある。我々も各分野からの意見をお聴きしなければならない。

佐合会長

労働基本権を制約されている公務員の給与を民間にどう合わせていくのかということ。財政的な観点だけから議論するのもおかしいが、財政を全く無視することもできない。

平成8年からの累積で3%上がったときに改定していれば、今回は間違いなく2%の下げとなったと思う。

中川委員

部長級、課長級の職員の資料を見ると、今回の引き下げで、平成8年の頃の給与水準になっている。累積の数字で1%ということだが、実質的にはどうなのか。

佐合会長

一般職の給与改定が、下に厚く上に薄いということか。

戸神マネージャー

最近の改定はそうになっている。

佐合会長

先程、奈良県の話が出たが、静岡県、東京都の状況は把握しているか。

戸神マネージャー

審議経過等を次回報告させていただく。

田部委員

現行の給料にプラス・マイナスするという以外に、石川委員の指摘のように物価指数に対してどうかという考え方もある。金額は据え置きでも物価が下がれば上がったのと同じとなる。

山舗総括マネージャー

一般職の人事委員会勧告でも物価水準は折り込まれている。

藤井委員

各県の議員定数は各県人口比が原則と思うが、ルールがあるのか。

山舗総括マネージャー

上限は決まっているが、その中で議会が責任をもって決めている。

田部委員

報酬審議会は3回の予定とのことだが、次回資料をいただき審議して、その後、改定の数字まで出すのか。今後の段取りはどうか。

山本局長

上げる、据え置き、下げるという3つのケースがあるが、上げる場合には積み残しということになる、据え置きの場合には現下の状況を考慮してということになる、しかし、下げる場合には説明責任を果たす資料が必要になるが、どのような数字を根拠としていくかは難しいと思う。

佐合会長

三重県だけが突飛な答えをだすというのもどうか。

話し合う相手が世論ということであり、それに対して常識的な答えを出す必要があるということだと思う。

中川委員

上野市の2.08%の引き下げはどのような根拠によるものか。

戸神マネージャー

新聞報道で承知しているだけであり、次回に報告させていただく。

中川委員

三重のくにづくり宣言の中で、人件費をどこまで減らすというのは書かれているのか。

山本局長

定員適正化計画により6年間で300人削減するというのは公表しているが、金額ベースのものはない。

藤井委員

委員の中から評価についての意見もあったが、地方議員の活動状況はどうなっているのか。議員立法の例や行政執行上の議会同意の件数がどれくらいあるのか。

山本局長

三重県は議員提案の件数は全国でも屈指である。議会の基本理念を決議し、職員の政策推進システムを参考に議会版のものもつくっている。議会も改革に遅れないようにやっている。

また、議場を議論しやすいよう改装も行った。

永野委員

民間は決算主義であり、行政は予算主義という違いはあるが、民間準拠という考え方でよいと思う。次回、資料を見せてもらって議論したい。

佐合会長

今回は、12月18日10時から、県庁3階プレゼンテーションルームで開催します。

三重県特別職報酬等審議会議事録（第2回）

- 1 日 時 平成14年12月18日（水） 午前10時～午前11時15分
- 2 場 所 県庁舎3階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者 佐合会長、委員6名（石川、小池、田部、寺本、中川、村田各委員）
- 4 議 事
 - ・開 会 （山本総務局長）
 - ・配付資料の説明 （戸神マネージャー）

5 審 議

佐合会長

財政指標について、平成12年度決算で、財政力指数が全国15位、経常収支比率が25位、公債費負担比率が22位ということだが、報酬の額は財政指標の順位より低いということか。

山本局長

報酬額は知事が26位、議長が23位であり、財政指標の順位と同程度か若干低い数字になっている。

佐合会長

経常収支比率の順位が落ちてきている。

山本局長

全国的に見ると三重県はインフラの整備が遅れており、国の経済対策に合わせて下水や道路の整備を行ってきた。これに伴い公債費が増えたこともあって経常収支比率が悪化している。

寺本委員

予算のうち公債費が1,000億円であるが、この傾向は今後も続くのか。

山本局長

地方交付税、地方債、国庫支出金が大きな財源となっており、地方の税収だけでは難しい。

県民ニーズがどうなっており、基盤整備をどのあたりまで考えるかという問題もある。効率や経済性も考えた政策判断になる。

寺本委員

思っていたより県の財政状況がよくない。
既に一般会計で自主財源の方が比率が低くなっている。

佐合会長

全国的には、まあまあではないか。

中川委員

平成15年度はもっと歳入が落ち込むのではないか。

田部委員

地方分権については、財政上はどうなっていくかの疑問があるが。

山本局長

地方分権一括法ができて国と地方が対等になったというが、税財源は移譲されていない。国庫補助金、税財源、地方交付税で三位一体の議論が国でされているが、なかなか方向がみえない。

佐合会長

本当に財源を地方に移譲したとき、その地方がもつのかということも考えねばならない。ある地方の税率が上がれば企業は逃げていくかもしれない。地方がどうやったら発展するかというのは難しい問題である。

佐合委員

前回の審議で、今回は、①据え置き、②1%程度の引き上げ、③引き下げの3つの選択肢があるということであったが、事務局で3つのケースについて、その考え方の資料を作成してもらった。

戸神マネージャー

(資料「特別職報酬等の改定にあたっての考え方の整理」を説明)

佐合会長

今回は答申となるので、今回である程度の方向性を出したいと思う。

前回の改定以降、2年毎に改定した場合の報酬額について、事務局で試算しているか。

戸神マネージャー

事務的に試算した知事の給料について説明したい。

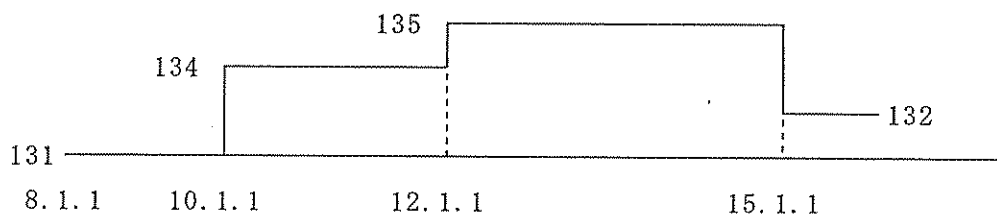
一般職の給与改定率を基準に2年に1回改定すると仮定して計算すると、平成10年1月には、平成8年度、9年度の一般職の改定率から試算して1.95%のプラスとなり、知事の給料月額は134万円となる。

同様に平成12年1月に改定したと仮定すると、平成10年度、11年度の改定率は1.01%のプラスとなり、給料月額は135万円となる。

平成12年度、13年度は改定率が0.18となり、改定に見合う率とならない。

今回14年度は単年度であるが、 $\Delta 2.04\%$ とすると、給料月額は132万円となる。

これに加えて期末手当があるため、改定を行わなかった7年間で得べかりし給与が、現行よりも知事で約320万円、議員では約235万円あったことになる。



佐合会長

「これまでは報酬を引き上げずにこれだけ節約したのに、下げるときは下げるのか」となってしまう。

議会の議員についても、上限数58人のところを55人とし、さらに55人から51人に4名削減するというので、県としても頑張っているのではないか。

51人にするというのは、もう確定しているのか。

山舗総括マネージャー

今春の地方選から51名となる。

佐合会長

世の中の風潮を別にすれば、引き下げるには根拠が難しいのではないか。

改定率が1%又は2%を超えれば審議会を開くといった基準があれば、今回のようにはならなかった。今回、据え置くにしてもそういったことを盛り込んで、7年間の累積の約300万円については帳消しにすべきではないか。そうすれば、今後、改定率がマイナスとなったら、その数字を下げればよいことになる。

1%上げるのは論外と思うが、過去の分を考慮すると下げるのもどうかと思う。

田部委員

三重県は努力していると感じている。その結果、財政負担の軽減にも寄与していると思う。これはある意味で県財政をプラスの方向にもっていつているということであり、特別職が果たしてきた役割を考えると報酬額を引き下げるといのはいかがか。現状維持しか考えにくい。

寺本委員

1%の積み残しについては、特別職であり、先憂後楽として敢えて甘受してもらうべきか。

また、引き下げの場合には何らかの根拠が必要になる。感覚的な判断で引き下げるといのはよくない。現状維持が適当と思う。

佐合会長

過去の累積は今回で終わりとし、次回は人勸に沿った改定をやってもらうべきであろう。

石川委員

静岡県は1万円ずつ引き下げたということだが、心情的には分からなくもないが、根拠がないのではないか。

我々は政治的な要素も考慮して引き下げるとい部分までは踏み込めない。物価は前回の改定時と同水準であり、据え置きでもよいのではないか。

それ以上のことは政治的判断である。

中川委員

今まで報酬額を引き上げてこなかったのも財政的な危機感をもっていたからではないのか。

寺本委員

今回は据え置きが妥当だと思うが、来年度の一般職の給与も下がらざるを得ない状況か…。

次回の審議会は早々に開催のうえ、議論するという条件付きで据え置きでどうかと思う。

石川委員

据え置きといのは実質引き下げと考えていい。

田部委員

据え置きは実質引き下げと同じといのは、一般職の職員にも理解してもらえないといけない。

石川委員

一般職の給与改定について、国が下げたから県も連動して下がるというのは、本来はおかしいと思う。

佐合会長

県も人事委員会が独自に調査を行っており、国のおりという訳ではない。県内の企業500社を対象に調査している。

山舗総括マネージャー

平成14年度の民間との較差は、国が△2.03%、県が△2.04%で数字は異なっている。

中川委員

改定は12月のボーナスから適用されるのか。

山舗総括マネージャー

一般職の給料月額改定は15年1月からであるが、4月からの年間給与を3月期末で調整する。また、ボーナスは14年度は3月期0.55月を0.50月にし、15年度は3月期を廃止して6月と12月に再配分し、支給時期も民間に合わせ。

この改正条例案について、47億8,000万円の減額補正と併せて、現在の議会で審議中であり、12月20日には結論をいただく。

戸神マネージャー

行政職の係長級4歳のモデルで、2%引き下げられると年収で約15万円の減少になる。

佐合会長

特別職の期末手当はどうか。

山舗総括マネージャー

期末手当の支給割合については報酬審議会の諮問事項でないため、14年度については現行の3月期0.55月を0.50月にし、15年度については3月期を廃止し6月期と12月期に再配分する条例を議会で審議中である。

石川委員

静岡県の1万円引き下げは審議会の答申か。

戸神マネージャー

答申がそうになっている。

小池委員

結論は私も据え置きと思う。しかし、世間一般にはデフレ意識がある。一般職も今年は2%程度のマイナス改定となっている中で、単年度で見られると、なぜ据え置きかと思われる。この7年間の重みをきちんと説明しないといけない。

長期的なことを考えて審議会で報酬の判断をするのは難しい。長期にわたり、審議会を開催してこなかったため、今回据え置きとした場合の考え方の説明が分かりにくくなる。従って、今後は結論が据え置きとなるとしても、2年毎に開催してその時点の報酬額の判断を審議会が行ってもよいのではないか。

佐合会長

次回の審議会を拘束するわけではないが、過去7年間の累積は今回で精算し、次回は人勸に沿って判断してもらおうのがよいと思う。

佐合会長

事務局には、本日の審議の内容で答申文案を作成いただき、次回は、12月26日(木)13時から、県庁3階プレゼンテーションルームで開催し、この日に答申を予定したい。

三重県特別職報酬等審議会議事録（第3回）

- 1 日 時 平成14年12月26日（木） 午後13時～午後13時30分
- 2 場 所 県庁舎3階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者 佐合会長、委員9名（石川、小池、千田、田部、寺本、中川、永野、藤井、村田各委員）
- 4 議 事
 - ・開 会 （山本総務局長）
 - ・答申案朗読 （山舗総括マネージャー）
 - ・審 議
 - ・答 申
 - ・知事挨拶

5 審議の概要

佐合会長

答申案について、皆さんの意見を伺いたい。

藤井委員

前回、欠席しており、内容について確認したい。

答申案の中の「7年間の一般職の累積改定率は、今回の審議の中で、整理されたものとして取り扱うべきである」とあるが、これはどういう意味か。

山本局長

前回の議論の中で、一般職の累積1.06%を次回の審議会へは持ち越さないということになり、このように記載した。

佐合会長

これまで7年間報酬を上げていないが、この7年間の積み残しは今回で「なし」とするということ。

例えば、次回△3%の改定率であったとすると、1.06%の積み残しを考慮して△2%とするようなことはしない。

藤井委員

次の審議会では、今回以降の要因だけで考えるということか。
了解した。

佐合会長

東京都で報酬審議会の答申が出ているようだが。

戸神マネージャー

据え置きの答申が出ている。

佐合会長

「3審議会の開催時期」のところであるが、今回の審議会では、今までの7年間の積み残しがあって、それが13年度の時点では約3%になっていた。平成14年度は引き下げの改定であったが、今後も引き下げが予想される中、これを踏まえて適切な時期に審議会を開催してはどうかという提案になっている。

田部委員

「…整理された」という部分は、後から見たときに意味が分からなければ、その都度説明する必要が出てくるのではないか。

小池委員

少し言葉が足りないと思う。「率は…整理された。」となっている部分は、「率に伴う額が整理された」とするのが正確ではないか。

藤井委員

「整理された」というのは官庁用語か。

山本局長

前回の審議会でも7年間放っておいたことが議論になった。俗な言い方をすれば、この7年間の分をチャラにしたということであり、表現として「整理した」という言葉を使わせていただいた。

また、ここで整理しておけば実質的にマイナスということである。

中川委員

平成8年から現在まで、特別職の報酬が改定されてきたと仮定した場合を考えると、改定されていないことにより失った分がある。それをそのまま書くわけにもいかないが、改定率の部分の少し後にそういった内容を入れてはどうか。

山舗総括マネージャー

事務局案として考えるとすれば、「(1.06%)」のあとに「との格差」を入れてはどうか。

小池委員

それなら分かるのではないか。

寺本委員

最後の部分の「また、このような面からは、…」は必要か。蛇足のように思う。

佐合会長

「整理された」と言っている部分で既にマイナスという意味が込められている。

藤井委員

賛成ですね。

山本局長

それでは、「(1.06%)」のあとに「との格差」を入れるということと、最後の「また、」以下を削除するということでよいか。

佐合会長

事務局で原案を修正してください。

戸神マネージャー

修正いたしますので、少し時間をいただきたい。

[答申案を修正]

山本局長

それでは、只今から答申をいただきたいと思います。

[佐合会長から知事に答申書を手交]

北川知事

答申を尊重させていただきたい。



【平成7年度】三重県特別職報酬等審議会の概要

1 審議会委員

大学教授、弁護士、企業・経営団体、労働団体、報道機関等の計10名

2 審議の概要

(1) 第1回審議会（H.8.1.23）

- 議長から、議員の実態に見合った報酬額の改定について審議するよう要望があったことが伝えられ、議会の要望を聞き、取りまとめるための小委員会を設置することについて審議

(主な意見)

- ・ 今までの経過をみると、三役は一般職の人勸の数字も考慮しているようであるので、議員の報酬額についてもそのことと無関係ではないようであると思える。
 - ・ 過去の経緯の中では議会からの要望もなかったこともあり、各県の状況を考慮し、三役とも均衡の取れた率で決めている。
- 委員4人からなる小委員会を設置し、次回審議会では結果報告することを決定
(提出資料)

特別職の報酬月額等の改定経過

一般職の給料月額等の改定経過

全国都道府県の特別職の報酬月額等

国及び県内各市町村の特別職報酬月額等

その他の特別職の報酬月額等の改定経過

近年における全国、三重県及び津市の消費者物価指数

(2) 第2回審議会（H.8.1.29）

- 議会の要望内容等を聞き取った小委員会からの報告があり、議員の報酬について審議

(主な意見)

- ・ 議員のみ活動状況等を考慮にいて深く議論するというのはおかしい。三役についても同様に活動状況等を考慮にいて議論する必要が生じてくる。
- ・ 今まで決められてきた根拠数字やバランスにより、答申をしてよいのではないか。
- ・ 議長が小委員会の場で、県民の認識と議員の実態との間には大きなギャップがあり、議員は税金を払わなくてもいいとか、議員を辞めた後には退職金がつくと思われているといていた。住民サイドからみると非常に優遇されていると思われるので、このような場で意見をいう機会がほしかったとのことであった。
- ・ 知事や副知事はこのような議論の場にあがらずに、単に他府県との比較ということであり、議員のみが議論にあがっているが、今後情報をどんどん県民に流し、確かに大変な仕事であるということが理解されれば、自ずと報酬額の引き上げが快く進むのではないか。

(提出資料)

(小委員会報告)

執行部三役と議員の報酬額バランス

都道府県別財政指標

財政力指数順 全国の特別職の報酬月額等

(3) 第3回審議会 (H. 8. 2. 5)

○ 改定額について審議

(主な意見)

- ・ 一般職の引き上げ率をベースに考えるのが基本で、議員については、全国平均を下回らないように改定してはどうか。
- ・ 全国平均を確保したうえで、議長については、改定率の関係で副議長との均衡を失しないようにしてはどうか。

○ 改定額を決定・答申

(提出資料)

諮問予定であった他県の状況

財政力指数全国状況

類似県の状況